

国民健康保険・国民年金 大幅削減マニュアル

サンプル版

● 使用上の注意

【推奨環境】

このレポート上に書かれている URL はクリックできます。
できない場合は、最新の AdobeReader をダウンロードしてください。(無料)
<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

ここから先は注意事項です。
本マニュアルが情報商材という性質上、以下の規約をよくお読みください。

著作権について

「『国民健康保険・国民年金の大幅削減マニュアル』サンプル版」

(以下本マニュアル)は著作権法で保護されている著作物です。
本マニュアルの使用に関しましては、以下の点にご注意ください。

本マニュアルの著作権は、株式会社 OMコンサルティングに属します。
著作権者の許可を得ずして、本マニュアル(付録、特典含)の一部または全部を
あらゆるデータ蓄積手段(印刷物、ビデオ、CD、DVD、テープレコーダなどの
電子メディア、インターネットサーバ等)により複製、転載することを禁じます。

使用承諾許可書

本契約は、あなたと株式会社 OMコンサルティングとの契約となります。
本マニュアルの開封を持って、あなたは本契約に同意したとみなされます。
本契約とは以下の通りです。

第1条 使用目的

本契約では、本マニュアルに含まれる情報をあなたが非独占的に使用する権利を
承諾するものです。

第2条 一般公開の禁止

本マニュアルに含まれる情報は、著作権法によって保護され、また秘匿性の高い内容であることを踏まえ、あなたはその株式会社 OMコンサルティングとの書面による事前許可を得ずして出版及び電子メディア等の配信により、一般公開並びに転売してはならないものとします。

第3条 契約解除

あなたが本契約に違反した場合には、株式会社 OMコンサルティングは何の通告もなく、この使用承諾契約を解除することができるものとします。

第4条 損害賠償

あなたが本契約第2条の規定に違反した場合、本契約の解除に関わらず、直ちに株式会社 OMコンサルティングに対して、違反金として違反件数と販売価格を乗じた金額の10倍の金額を支払うものとします。
またインターネット等で公開した場合には、一律500万円を支払うものとします。

第5条 その他

本マニュアルはあなたが行う事業における優良コンテンツの提供を目的としておりますが、期待通りの成果が見込めず万一損害が生じた場合においても、株式会社 OMコンサルティングは責任を負わないものとします。

株式会社 OMコンサルティング

ライフアドバイザー 一之瀬 隆

(社会保険労務士 澤井 大輔 監修)

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| サンプル版について..... | 5 |
| はじめに | 7 |
| 第1章 国民健康保険料を払わない場合のペナルティ | 9 |
| (1) 国民健康保険料を滞納した場合 | 9 |
| (2) 短期被保険者証について | 10 |
| (3) 被保険者資格証明書について | 11 |
| (4) 「払う姿勢」をアピールすることが大切！ | 12 |
| 第2章 国民健康保険の仕組み..... | 14 |
| (1) 国民健康保険料の計算方法と保険料算定の仕組み | 14 |
| (2) 国民健康保険の扶養に入る条件 | 17 |
| (3) 国民健康保険がアップするタイミング..... | 20 |
| 第3章 国民健康保険削減ノウハウ..... | 26 |
| ノウハウ1 複数の世帯は1本化を！ | 26 |
| ノウハウ2 確定申告をして国民健康保険を削減する！ | 28 |
| ノウハウ3 会社設立！社長になる！ | 32 |
| おわりに | 38 |

サンプル版について

このマニュアルは、特別レポートとしてご提供させて頂いている『国民健康保険大幅削減「3つの手法」』の内容を一部編集した**本マニュアルのサンプル版**です。

アフィリエイトのお願いをさせて頂くにあたり、マニュアルの内容が分からないのではご紹介もできない、かと思ひましてご用意させて頂きました。

おかげ様で、毎日たくさんの方に、特別マニュアル『国民健康保険大幅削減「3つの手法」』をご請求頂いております。

本当に反響が多く、スタッフ一同とても驚いています。

ただ、やはり、**高額な国民健康保険料の負担に悩んでいる人は多い**のだなと改めて実感しました。

そんな中、よく寄せられるご質問に、『無料レポート、勉強になりましたが私には実践できそうもありません…。』といった内容のものを頂戴いたします。

無料レポートとはいえ、より良いもの、効果が高いものをお届けしたい、との考えでご提供させて頂いておりますが、初めての方には、ノウハウに対して、敷居が高く感じられたかもしれません。

特別マニュアル『国民健康保険大幅削減「3つの手法」』(このサンプル版でも同様)では、3つの手法をご紹介します。

仮に、この3つのノウハウが「実践できそうにない」場合でも、問題ありません。

国保や年金を削減するノウハウはまだまだございます。

本マニュアル、『国民健康保険・国民年金の大幅削減マニュアル』では、

国民健康保険・国民年金の削減のスペシャリストや
保険・年金のプロである社労士など、弊社の専門スタッフが、

国民健康保険を大幅削減する14の使えるノウハウ

国民年金を削減する4つの使えるノウハウ

といった、**すぐに実践できる再現性のあるノウハウの数々**をご紹介します。

これだけのノウハウの中から、
ご自身に当てはまるものを実践して頂くだけでOKです。

「自分のケースでは削減できるのか・・・？」と、心配もあるかと思いますが、
「メールサポート」によるフォローや**「返金保証」**まであるので、
試してみる価値は十分にあるかと思えます。

ですから、自信をもってオススメして頂きたいのです。

「国民健康保険料は高すぎる！！」

「国民年金って将来ちゃんともらえるの！？」

こんな悩みを抱えている方が、世の中には非常にたくさんいらっしゃいます。

国民健康保険や国民年金が削減できる...などと解説している書籍も
ほとんどありません。

そこで、少しでも多くの方に手にして頂き、
国民健康保険・国民年金の負担を今よりも軽くして頂けたら幸いです。

●はじめに

「国民健康保険が削減できるって!？」

多くの方が、国民健康保険についての知識が少なく、工夫次第で削減できることをご存知ではありません。

その大きな要因が、「仕組みがややこしそう…」ということかと思います。

負担が重いことはわかっている、知識が少ないために、削減方法が追求されてこなかったのが、国民健康保険だと言っても過言でないでしょう。

しかし、**国民健康保険は決してアンタッチャブルなものではありません。**
もちろんですが、聖域でもありません。

国民健康保険を正しく理解し、正当な手続きさえ踏めば、誰にでも変えられる、すなわち削減できるものなのです。

削減ができるというのであれば、それはすなわち、**法律に則った上で、自分達の国民健康保険料を、自分達自身で決めるべき**ではないでしょうか？

当マニュアルは、「国民健康保険料の負担をなんとかしたい!」と苦しんでいる方のために、なんとか無料で使える情報を提供できないかと、試行錯誤の上に完成させたものです。

国民健康保険料の削減は、できます。
要は、「やるかやらないか」だけの差です。

「どうしても安くしたい！」その気持ちがあれば、きっと安くできます。

ぜひ、あなた自身に当てはまるものがないか、考えながら読み進めて下さい。
(決して無料レポートだからといって、あなどらないで下さいね。)

当マニュアルがあなたのお役に立てることを祈っております。

●第1章 国民健康保険料を払わない場合のペナルティ

国保削減ノウハウに入る前に、まずは、こちらをご覧ください。

国民健康保険料を納めないと、どうなっていくのか、という実態です。

非常に大事な部分ですので、ぜひ覚えておいて下さい。

(1) 国民健康保険料を滞納した場合

支払いが苦しくなってそのまま放置するなど、国民健康保険料を滞納すると、未納期間に応じて以下のような措置がとられます。

1. 督促状が送られてくる
2. 保険証の有効期間が短くなる

窓口で保険証を返還し、有効期間の短い「**短期被保険者証**」が交付されます。

「短期被保険者証」とは、国民健康保険料の滞納が1年未満の場合、新たに交付される有効期間の短い保険証で、期限切れごとに保険証の交付を窓口で受けることになります。

1年以上滞納すると・・・

3. 保険証が取り上げられ、医療費の負担がいったん全額自己負担になる

窓口で保険証を返還し、「**被保険者資格証明書**」が交付され、それでお医者さんにかかることになります。

保険証が再発行されるのは、滞納保険料を納めた場合か、滞納の事情が認められた場合です。

ちなみに、支払った医療費は後日申請することで、本来の自己負担分を除いて払い戻しが受けられます。

1年半以上滞納すると…

4. 保険給付が一時差し止められる

それ以上滞納すると…

5. 差し止められた給付額から滞納分が差し引かれる

(2) 短期被保険者証について

国民健康保険料を滞納していると、有効期間が1～6ヶ月と短い「**短期被保険者証**」に切り替わります。

有効期限が切れるたびに市区町村の窓口に行く必要があり、面倒になります。

ただし、病院では、一般の保険証と同じ3割負担で受診でき、治療を受ける上で不利なことはありません。

短期被保険者証に切り替える時の対応は、市区町村によって異なりますが、担当者から「分割納付でいいから支払って下さい」と言われることがあります。

例えば、1か月1万円の保険料であれば、3分割の1か月3000円でも了承してくれたりします。

担当者にとっては、滞納されるより、分割払いでも「入金」してもらう方が、「仕事が動いている」といえるからマシだというのが本音でしょう。

つまり、**ポイント**は、「**払う意思表示**」をすることです。

払う意思を具体的な形で見せれば、「短期被保険者証」の交付ですみ、保険証を取り上げられることはないのです。

金銭的に余裕ができれば、これまでの滞納分(無利息)を完納すれば、また従来どおりの一般の保険証が交付されます。

(3) 被保険者資格証明書について

国民健康保険料の滞納が1年を超えると、保険証を取り上げられ、代わりに「**被保険者資格証明書**」が交付されます。

少し古いデータですが、2005年度の無保険証世帯は、全国で約32万世帯にのぼりました。

この数字は、年々増加傾向にあるようです。

資格証明書は保険証ではないので、病院の窓口での支払いは10割負担になります。

この10割負担が高い壁となって、医療機関にかかることができずに、命を落としたり、病状を悪化させたりする人が年々増加しており、大きな社会問題となっています。

後日、本人負担分の3割を差し引いた7割が国民健康保険から返還されることになっていますが、実務上は、これまでの滞納保険料と相殺され、現実にはほとんど戻ってきません。

ですので、このような最悪のケースを防ぐためにも、資格証明書に切り替わる前の段階で、市区町村の窓口へ足を運び、相談して下さい。

(4)「払う姿勢」をアピールすることが大切！

ポイントは、少しずつでもいいから「払う姿勢」を役所の担当に見せることです。

市区町村の担当者は、滞納が長い場合、仕方なく仕事として保険証を取り上げているのであって、何も好き好んでやっているわけではありません。

市区町村も、収納率という数字で国からプレッシャーがかかり、この点では、民間企業の営業マンと大差ないと言えるかもしれません。

ですので、その辺の事情を汲み取り、少額でも分割納付に応じて、担当者の面子を保つことがポイントとなるのです。

失業中や病気で働けないなど、こちらの苦しい生活事情を具体的に説明し、毎月数千円ずつでもいいから支払い、「払う姿勢」を具体的な形でアピールすれば、保険証を取り上げられることはないでしょう。

【ある知人のお話】

実際に起こった知人の体験をご紹介します。

その方は、15万円ほど国民健康保険料の滞納がありましたが、別の市に引越しをしました。

当然、引越し先まで『請求書』が届きましたので、転居先の保険料と引越し前の保険料の二重負担は厳しいということで、私に相談に来たのでした。

そこで私は、その方に、「払う意思表示」を見せるためにも、金額は少額でもいいから、少しずつ支払っていくようアドバイスしました。

結果、滞納保険料について、毎月3,000円ずつ支払っていきました。

そして、ここからがミソなのですが、2年半ほど経過したくらいで、引越し前の市役所の担当係に、「私の保険料はどういう状況ですか？」と尋ねたところ、なんと担当者から、「しっかり払ってくれましたので来月で終わりです。」と言われたのです。

一瞬、耳を疑ったそうです。

まだ6万円以上の滞納分があるはずにもかかわらず、年度末ということもあって、欠員金という形で帳簿上で内部処理したのでしょう。

市の担当者からすれば、いつまでも滞納分を他の市まで追跡するのは手間がかかり、完納される見込みも立たないので、早く内部処理してしまいたかったのかもしれない。

● 第2章 国民健康保険の仕組み

(1) 国民健康保険料の計算方法と保険料算定の仕組み

ここからは本題である、**国民健康保険の大幅削減ノウハウ**の説明です。
その前に少しだけ、**国民健康保険料の計算方法**を簡単にご説明します。

できる限りシンプルに分かりやすく解説しますので、理解を深めるためにも、
どうかご覧下さい。

国民健康保険料の計算方法は、実はとても簡単な仕組みです。
以下の4つの合計を、次月に分けて支払っているだけなのです。

【所得割】 + 【平等割】 + 【均等割】 + 【資産割】 = 国民健康保険料

1. **【所得割】**・・・昨年分の所得に応じて算定されます。【所得金額(住民税) × %】
2. **【平等割】**・・・各世帯に一律同額が算定されます。【一世帯につき 万円】
3. **【均等割】**・・・世帯の人数に応じて算定されます。【世帯の人数 × 万円】
4. **【資産割】**・・・所有の不動産に応じて算定されます。【固定資産税 × %】

【所得割】は、市区町村によっては住民税 × %もあります。

【所得割】は、昨年の所得をもとに計算されます(住民税と同じです)。

の部分は市区町村ごとに異なります。

また、【資産割】が無い市区町村もあります。

なお、上記の計算は、世帯全体での計算です。

つまり【所得割】は、家族全体の所得の合計をもとに計算されます。

以上です。

暗記する必要はなく、「国民健康保険料の計算には、4つの項目があるのかあ」程度でかまいませんので。

参考までに具体例を挙げておきます。
弊社所在の大阪府で考えてみましょう。

家族は、夫・妻(夫婦ともに40歳未満)・子2人の4人家族、
家族の稼ぎは年間400万円(給与所得控除金額は134万円)とします。

弊社所在地の大阪市と、私が住んでいる豊中市を例にしてみましょう。

まずは大阪市です。

所得割 400万円 - 134万円 - 33万円 = 233万円
 × 10.5% = 244,650円
平等割 44,851円
均等割 25,872円 × 4人 = 103,488円

「所得割 + 平等割 + 均等割」 = 392,989円(月平均33,000円弱)になります。
大阪市は、資産割がありません。

一方、豊中市はどうでしょうか？

所得割 400万円 - 134万円 - 33万円 = 233万円
 × 10.18% = 237,194円
平等割 27,667円
均等割 38,309円 × 4人 = 153,236円

「所得割 + 平等割 + 均等割」 = 418,097円(月平均35,000円弱)になります。
豊中市は、資産割がありません。

いかがでしょうか？

「所得割」の税率や、「平等割」「均等割」のベースの金額がそれぞれ異なっていますが、算式は特には変わっていません。

このベース金額や税率が各市区町村によって異なるために、各市区町村で国民健康保険料に違いが出てくるのです。

ちなみに、40歳以上になれば、ここに介護保険というものも加算されます。

介護保険料は40歳から64歳までの加入者の医療分に上乗せされるものなので、39歳以下の人は納める必要がありません。

また、前述の通り、国民健康保険には、「上限額」が設定されています。
(大阪市であれば69万円、豊中市であれば、68万円といったように。)

ですので、たとえ大阪市で1千万円稼いでも、1億円稼いでも、国民健康保険は69万円で済んでしまうのです。

本当はかなりおかしいこの計算方法、まさに「**収入が多い人が優遇される仕組み**」と言えるでしょう。

しかし、このおかしい計算方法を逆手に取れば、しっかりと国民健康保険料を削減することだってできるのです。

では、ここからが、**国民健康保険の大幅削減ノウハウ**の説明です。

紹介するノウハウの1つでも当てはまるものがあれば、年間でも数万円、数年で数十万円の節約になります。

しっかりとご覧下さい。

(2) 国民健康保険の扶養に入る条件

世帯の中で収入のない学生や小さい子供・老人などは被保険者(保険に入っている人)の扶養家族として扱われます。

扶養家族は国民健康保険証に扶養家族として名前が入っています。

国民健康保険証と一緒に載っている家族は、扶養家族として病院などできちんと健康保険証が使えます。

では、どのような条件をクリアすれば被扶養者になれるのでしょうか。被扶養者として認められるにはいくつかの条件があります。

条件は2つあって、

第一は、被保険者との人間関係。

当然ながら、基本的に赤の他人は被扶養者にはなれません。

第二は、生計維持の関係にあるかどうか。

つまり、養ってもらっているかどうかを見ます。

今後1年間の見込み収入が、130万円以上になるかどうかがポイントです。前年の収入では判断しません。

まとめると、以下のようになります。

【被扶養者になれる親族の範囲】

1. 生活の面倒をみてもらっている直系尊属(父母や祖父母)
2. 生活の面倒をみてもらっている配偶者(内縁関係も含む)
3. 生活の面倒をみてもらっている子、孫、弟妹
4. 上記1・2・3以外で同居し、生活の面倒を見てもらっている親族(3親等以内)
5. 内縁関係にある配偶者の父母および子(同居していることが前提)

【収入の認定基準】

1. 同居している場合
年間収入が130万円未満で、なおかつ被保険者の収入の半分以下
2. 別居している場合
年間収入が130万円未満で、なおかつ被保険者の援助額以下

【田舎の両親を被扶養者にする場合】

田舎で年金生活の両親を被扶養者にする場合の条件は以下の通りです。

父と母の年金は合算せず、父の年金が母より多ければ、父の年金が基準になります。

父の年金が年間150万円(180万円未満)なら、150万円以上の仕送り額が必要になります。

140万円しか仕送りできなければ、両親は被扶養者になれず、国民健康保険に加入することになります。

ちなみに、父の年金150万円と仕送り160万円の計310万円で暮らす老夫婦は、被扶養者になれ、保険料の負担はありません。

一方、150万円の年金と仕送り50万円の計200万円で暮らす老夫婦は、規定をクリアしていないので被扶養者にはなれません。

年金額より仕送り額が少なければ被扶養者になれず、お金の多い方が被扶養者になれる...このあたりも変な法律です。

ポイントは仕送り額にあります。

仕送りの度に、市区町村の担当者を経由して送金するわけではありませんので、色々と工夫の余地はあります。

【失業給付をもらっている場合】

退職して失業給付を受給する場合、失業給付は収入とみなされるため、受給中は被扶養者になれないので、国民健康保険に加入することになります。

ただし、自己都合退職の場合、3か月間の給付制度中は無収入なので、この間は被扶養者になれる。

つまり、以下のようになります。

| | |
|------------|-----------|
| 受給制限中(3か月) | 被扶養者になれる |
| 受給中 | 国民健康保険に加入 |
| 受給終了 | 被扶養者になれる |

【内縁関係にあるパートナーの被扶養者になる場合】

結婚せずに同棲しているカップルでも、パートナーの被扶養者になれます。

社会保険法では、婚姻届を出していなくても、一定の条件が整っていれば、法律上の夫婦と同様の権利が認められているからです。

その一定の条件とは、生計を共にするなど、事実上の夫婦としての生活実態があることをいいます。

一番簡単に証明するには、2人の住所が同一の住民票をつくれればいいでしょう。

(3) 国民健康保険がアップするタイミング

国民健康保険の削減方法を知っていても、知らない間に保険料がアップしていた、というのでは、全く意味がありません。

国民健康保険がアップすることを事前に予測して削減方法を実践する、
これが保険料の支払額を最小限にするポイントです。

したがって、

国民健康保険がアップするタイミングを知ることは、非常に重要なことなのです。

では、国民健康保険料の支払額がアップするタイミングとはいつなのか？

以下、説明します。

【収入(所得)が増えた場合】

収入(所得)が増えた場合、国民健康保険料はアップします。

上がるタイミングは、**その収入がアップした年の翌年4月以降の保険料から**です。

ここに関しては、ほぼ間違いありませんので、覚えておいてください。

その理由は、収入(所得)が増えると、国民健康保険の『所得割』が増加するため、そのために、保険料が増えます。

保険料の計算として、「所得割×税率」というものがあります。

【退職した場合】

退職した場合、退職した月から保険料が増加する傾向にあります。

えっ？なぜ？

そう思われた方もいることかと思いますが、それは健康保険の加入先に変化が起こるからです。

社保加入の会社に勤めているサラリーマンは、協会や組合の「健康保険」に加入しますが、その会社を退職すると、「国民健康保険」に変わるからです。

健康保険と国民健康保険では、運営団体が違うため、計算方法が違ってきます。そのため、保険料が増えることもあるのです。

もし退職後の国民健康保険の方が高くなる場合であれば、**「任意継続」という方法を取ることで、健康保険料を安くすることが可能**になります。

【年収が130万円を越えた場合】

現在健康保険(社会保険)の扶養に入っている家族の誰か(配偶者や子等)が働き出したことにより、年収130万円を超えた場合、その超えた人は、健康保険の扶養から外れることになります。

そして、扶養から外した月から保険料が増加します。

その超えた人に対して、国民健康保険が課されるからです。

しかも、それだけではありません。

年収が130万円を超えてしまうと、夫の年金の扶養(第3号被保険者)からも外れるため、国民年金の負担も新たに生じます。

そうなると、国民健康保険の負担で、おおよそ最低10万円～、国民年金で17万円、合計で30万円近くもの税金が発生してしまいます。

130万円前後の年収になりそうな方は、注意が必要です。

【加入する家族が増えた場合】

新たに両親と同居を始めた、子供が生まれた、などのように、国民健康保険に加入する家族が増えた場合、その加入した月から保険料が増えてしまいます。

販売ページでもお伝えしていた通り、国民健康保険料は、「**所得割**」+「**平等割**」+「**均等割**」+「**資産割**」で成り立っているため、国民健康保険に加入する人数が増えると、その計算過程である『均等割』で乗ずる人数が増加するため、どうしても保険料が増えてしまうのです。

同居する両親に少し所得がある場合などには、特に注意をしておいて下さい。

今現在の国民健康保険料の計算の基礎となった金額に、その所得額が上乘せされることがあるからです。

【75歳になった場合】

ご家族の方で75歳になる方がおられる場合、健康保険料が上がる可能性があります。

といいますのも、平成20年の4月より施行された「**後期高齢者医療制度**」により、75歳を超えることで、国民健康保険から外れてしまうからです。

そのことによって、国民健康保険の保険料と、後期高齢者医療制度による保険料とが、全くの別物になってしまうからです。

その関係上、保険料が増えることがあるのです。

【財産を売却し利益が出た場合】

財産を売却するときには、注意が必要です。

ちなみに財産とは、不動産や株(投資信託も含みます)、ツボや絵画などの骨董品といったものです。

その理由はタイトル通りですが、財産を売却して利益が出た場合に、保険料が上がってしまうからです。

上がるタイミングは、その売却があった年の翌年4月以降の保険料からです。

なぜなら、財産を売却して利益が出るということは、「所得が上がる」ということになるからです。

「所得が上がる」と、残念ながら、その上がった分だけ国民健康保険が課されてしまうのです。

なお、当然ながら、その年だけが対象になります。

ちなみにですが、FX取引をしている方はご注意ください。

FX取引で利益が出た場合にも、国民健康保険料はアップします。

【不動産を購入した場合】

先程は不動産等を売却して利益が出た場合に、国民健康保険料がアップする話をしましたが、逆に購入した場合にもかかることがあります。

その場合というのは、『資産割』がある市区町村での場合です。

上がるタイミングは、不動産購入をした年の翌年4月以降の保険料からです。

なぜ上がるのかと言いますと、『資産割』がある市区町村では、不動産の購入により計算過程である『資産割』が増加するためです。

家を買うことで、こんなところにも影響が出てくる可能性があるのです。

【離婚した場合】

非常に残念なのですが、離婚をしてしまった場合、その離婚をしてしまった月から保険料が増加することがあります。

もともと夫婦で共働きをしていた場合で、夫(もしくは妻)が社会保険加入、あなた自身が国民健康保険に加入していた場合であれば、何も変わりませんが、夫(もしくは妻)が社会保険加入しており、その扶養に入っていた場合であれば、その扶養から外れてしまいますので、あなた自身は国民健康保険に加入しなければなりません。

その影響で、国民健康保険料が上がってしまうのです。

また、夫(もしくは妻)の年収が多い場合にも、離婚すると負担が増えることがあります。

それは、夫婦2人で国民健康保険の限度額である約65万円を支払っていた場合でも、離婚後はそれぞれが国民健康保険を支払わないといけないからです。(それぞれが限度額約65万円になります。)

【引越した場合】

引越した場合、引越した月から保険料が増えることがあります。

引越してお金を使って、なぜ国民健康保険も増えるんだ！？
とお思いの方もいることかと思えます。

その理由は、各市区町村によって、国民健康保険料の計算方法が異なっているからです。

所得割に乗ずる税率に違いがあったり、均等割・平等割の額に違いがあったり、
資産割があったりなかったりと・・・

引っ越す前に、事前に市役所へ電話して聞いてみるのも、今後のことを考えると
いいのかもしれないね。

●第3章 国民健康保険削減ノウハウ

ノウハウ1 複数の世帯は1本化を！

同じ住所で、住民票が別の人はいませんか？

『同居しているが世帯が別』、という人のことです。

もし、同居していて住民票が別の人がいる場合、世帯を一本化することで、国民健康保険料を安くすることができます。

世帯がどうなっているかは、住民票を見ればすぐに分かりますので、調べてみましょう。(戸籍が同じかどうかは関係ありません。)

両親と息子夫婦の二世帯住宅の家族(別世帯)の場合を考えてみましょう。

両親と息子夫婦が、それぞれ国民健康保険を年間50万円ずつ払っていると仮定します。

この場合、世帯を一本化すると、国民健康保険は『50万円 + 50万円 = 100万円』にはなりません。

実際は、両親と息子夫婦合わせて、年間約65万円支払うだけで済みます。

本来は市区町村によって多少の誤差はあります。

しかし、ここではややこしくなるので、

介護保険料込みの一律約65万円とさせていただきます。

つまり、年間40万円の削減になるのです。

実は、国民健康保険は、一世帯の上限が約65万円と決まっており、それ以上は払う必要が無いのです。

また、国民健康保険の『平均等』は、『一世帯につき 万円』という計算なので、世帯が少ないほど保険料は下がります。

ですので、**なるべく世帯を別にしない方が、国民健康保険料が安くなる**のです。

ちなみに、世帯を一本化するには、市区町村に『世帯合併届』を提出すれば大丈夫です。

ただし、会社の社会保険に加入している世帯と、国民健康保険に加入している世帯を一本化しても、国民健康保険料は変わりません。

国民健康保険に加入している世帯同士を一本化する場合に使えるノウハウですので、ご注意下さい。

ノウハウ2 確定申告をして国民健康保険を削減する！

今回の無料レポートの最大の目玉がこれです。

昨今、メインの職業だけでは生活が苦しいと、副業をされ始めた方、最近流行のネットビジネスを始めた方にとっては、朗報だと思います。

それでは早速ですが、説明していきますね。

国民健康保険の額が決まる4項目のうち、『所得割』は、昨年の所得に応じて金額が決まります。

そこで、確定申告で所得をできるだけ抑えて申告すれば、『所得割』も少なくなります。

では『所得割』を抑えるためにはどうすればいいか。

その方法は、以下の3つが考えられます。

【方法1】青色申告する

青色申告特別控除65万円が控除できますので、その分だけ所得金額が少なくなり、『所得割』が減ります。

そして実はこれ、国民健康保険だけでなく、所得税や住民税の節税にもなります。

仮にもともと白色申告で、青色の65万円控除を選択したとすれば、所得税と住民税の合計だけで最低でも97,500円の節税になります。

所得税の最低税率5%、住民税の最低税率10%から求めています。

ただし、帳面をしっかりとつける必要があります(複式簿記)。

もし、複式簿記(青色65万円控除)に自身がないという方は、簡易的な青色申告(10万円控除)でも大きな効力がありますので、ぜひオススメします。

基本的には控除額が65万円か10万円かの違いで、他は変わりません。

なぜ青色申告を勧めるのかというと、「青色申告」をしていると、

- ・少額減価償却資産(30万円未満の資産購入時の一括費用化)
- ・専従者給与の上限なし

などといった特例があるからです。

これらはかなりの効力がありますので、弊社としては、青色申告を推奨しています。

【方法2】経費をもれなく計上する

もし、経費にできるものがあるなら、積極的に経費にして、事業所得を少しでも減らしましょう。

これは、多くの方が心掛けていることだと思います。

ただし、国民健康保険を削減する、という観点からは注意が必要です。

それは、**事業所得は黒字だが、扶養控除や住宅ローン控除などで課税所得がゼロ、結果、所得税がゼロになる、という場合**です。

所得税や住民税は、各種控除でゼロになります。

しかし、国民健康保険は各種控除が一切無視されますので、

「所得税がゼロでも国民健康保険は多くの負担がある」ということがあります。

所得税・住民税が0になったからといって、
その年の国民健康保険料は0にならないということを憶えておいて下さい。

【方法3】専従者給与を払う

個人事業の人は、家族の方に事業を手伝ってもらい、給与を支払きましょう。

家族に支払う給料は経費になるため、その分所得が少なくなり、『所得割』も減ります。

ポイントは、『103万円以下の給料をできるだけ多くの親族に支払うこと』です。

なお、専従者給与を支払う上での注意点は以下の通りです。

・注意点1

…家族に給料を払う場合には、その年の3月15日までに、
税務署に『専従者給与の届出書』を提出しなければなりません。

・注意点2

…給料をもらう人の年収が103万円を超えると、
その人の所得税・住民税が発生してしまいますので注意が必要です。

しかし、場合によってはその方がいいこともあります。

その理由は…

詳しく説明させていただいてもいいのですが、
このあたりの話は、踏み込んでいくと少し長くなりますので、
ここでは割愛させていただきます。

しかしながら、青色申告や専従者給与等は大変おもしろく、かなりの節税につながります。

・**注意点3**

... 給与をもらう人が、サラリーマンの健康保険の扶養に入っている場合、年収が130万円を超えると健康保険の扶養から外れます。そうすると、国民健康保険料が増えてしまいます。

・**注意点4**

... 白色申告の場合、配偶者であれば86万円、それ以外は50万円という上限がありますので、ご注意ください。この上限を外したいという場合には、青色申告に変更するしか方法はございません。

なお、青色申告にするためには、青色申告にする年の3月15日までに届出書を提出する必要がありますので、ご注意下さい。

ノウハウ3 会社設立！社長になる！

タイトル通りです。

会社を設立して、社長になります。

さて、なぜ会社設立・社長になることで国保が安くなるのでしょうか？

それは、個人事業主と法人との関係にあります。

個人事業主は、あくまで「個人事業主」なのです。

かかる税金なども、「個人事業主」としての税金がかかります。

しかしながら、会社設立・社長になるということで、

実は「一従業員」という形になるのです。

社長といえども、会社からしてみれば一人の従業員なのです。

従業員であれば、社会保険に加入することも可能になってきますよね？

当ノウハウは、そこをたくみに利用しています。

それでは、具体的に中身を見ていきましょう！

まず、このノウハウは、少々実行するのに手間がかかります。

しかし、国民健康保険の大幅な削減が可能です。

また、国民健康保険の削減だけでなく、節税にも非常に効果的ですので、じっくりとご覧下さい。

「会社を設立する」と聞くと、とても自分にはできないと思われがちですが税金の節税目的のために会社を設立することはよくあります。

思っているほど敷居は高くありませんし、以下にご紹介する国民健康保険などの大幅な削減効果を参考に一度考えてみて下さい。

それでは、以下、手順をご説明します。

少し長くなりますので、ここでは一部割愛させていただきます。

詳しく知りたいという方は、本マニュアルを手にして熟読し、メールサポートを使っていただくことで、より確実に手順を踏めます。

【ステップ1】会社を設立する(個人事業の場合は、事業の一部を独立)

まず、会社を新設します。

本店所在地はご自宅、株主は社長一人だけでいいでしょう。

また、資本金は1円で構いません。

一般に会社を設立するとなると、30万円程度の諸費用がかかります。

これは設立時のみかかる費用ですが、やはり負担は大きいでしょう。

【ステップ2】会社で社会保険に加入する

会社を設立したら、次にその会社で社会保険に加入します。

手続きに関しては、社会保険事務所で教えて頂けます。

【ステップ3】ご家族を健康保険の扶養に & 奥様を第3号被保険者に

ご家族を社長の健康保険の扶養に入れ、奥様を第3号被保険者にします。

この手続きは、会社が社会保険に加入する際に同時に行いますので、社会保険事務所で説明を聞きながら手続きして下さい。

【ステップ4】社長の給料は月給5万円

社長が社会保険に加入したら、**社長の給料を月給5万円**にし、実際に支給します。**月給5万円という金額がポイント**です。

社長に給料を支払う際は、5万円から社会保険料負担額の1万円を天引きし、4万円を、会社の口座から個人の口座へ振り込んで下さい。

【ステップ5】毎月、社会保険料2万円を支払う

社会保険料は、会社の口座から自動引き落としにします。
社長の給料、月給5万円に対し、約2万円が毎月末引き落とされます。

以上で手続きは完了です。

たった5ステップで、大きな節税効果が期待できるのであれば・・・
そう思われた方はぜひ一度検討してみてください。

次に、このノウハウのメリット・デメリットについて整理しておきます。

【メリット1】年間、最大で72万円の削減になる！

国民健康保険と国民年金の負担は、最大96万円になる場合があります。

(夫婦2人の場合)

しかしながら、このノウハウを活用すれば、国民健康保険と国民年金の支払いが、合わせて月約2万円(年間24万円)になります。

つまり、年間、最大で72万円の削減になるのです。

【メリット2】将来に受け取る年金受給額が増える！

国民健康保険料の負担が大幅に削減するにもかかわらず、

逆に、厚生年金が上乘せされ、将来に受け取る年金受給額が増えます。

【メリット3】国民健康保険にはない補助制度を受けられる！

出産した場合、健康保険から出産手当金が支給される、など

国民健康保険にはない補助制度が受けられます。

【メリット4】最低でも9万円の税金を節税できる！

従業員になるということで使える節税方法、

給与所得控除というものがありますので、

社長の給料、年間60万円には所得税や住民税は一切かかりません。

つまり、最低でも9万円(所得税+住民税の15%)の税金を節税できるのです。

【メリット5】法人特有の様々な節税策を講じられる！

会社ならではの法人特有の様々な節税策を講じられるようになります。

以下、いくつか紹介します。

- (1) 社宅家賃による節税
- (2) 生命保険料による節税
- (3) 退職金による節税

などなど・・・

これらのメリットに対して、デメリットは以下のようなものがあります。

【デメリット1】会社設立費用がかかる。

専門家にすべて依頼した場合、株式会社なら会社設立費用が30万円ほどかかります。

【デメリット2】税理士報酬が発生する。

個人事業の場合、税理士に依頼しなくても確定申告はできますが、法人の場合は、少々ややこしくなりますので、会社の決算を税理士に依頼することになります。
(ご自身で申告書が組めるのでしたら必要ありませんが...)

税理士によって報酬体系は異なりますが、年額で10万円程度はかかるでしょう。

【デメリット3】法人住民税が(赤字でも)年間7万円かかる。

個人事業の場合、発生しなかった法人住民税(地方税)が
会社組織の場合は、たとえ赤字であっても年間7万円かかります。
(8万円の場合もあります。)

【デメリット4】記帳事務作業などが煩雑になる。

個人事業の帳簿記帳に加え、会社の記帳事務作業も増えます。
(税理士にお任せしてもいいでしょう。)

また、社会保険の手続きも毎年1回必要になります。

簡単ではございますが、以上が会社を設立することで期待できる国保の削減方法
になります。

実は、今現在50万円ほど国保を支払っている場合であれば、
初年度に設立費用30万円を支払っても、
長い目で見ることのでかなりの節税になります。

その額は5年でおよそ200万円にも達する可能性もあります…

●おわりに

今回の無料レポートでは、国民健康保険制度の実態に触れ、国保削減ノウハウをご紹介してきましたが、

これらのノウハウを知識だけに留めていては、国民健康保険料は1円も削減できません。

ノウハウは実践してこそはじめて効果を発揮するのです。

なお、無料だからといって、手を抜いているわけでもございません。

あなたが上記ノウハウを実践できる環境にあり、さらに実行していただければ、国保を安くできる可能性が大いに高まります。

国民健康保険料が削減できるかどうかはあなた次第です。
ぜひとも実践に移して下さい。

場合によっては、60万円以上も削減になるかもしれません...

今払っている額の半分になるかもしれません...

今払っている額の2 / 3になるかもしれません...

このマニュアルをフル活用し、
あなたの国民健康保険料の負担が少しでも軽くなることを、心より願っています。

国民健康保険・国民年金の大幅削減マニュアル
サンプル版

ライフアドバイザー 一之瀬 隆
(社会保険労務士 澤井 大輔 監修)